20051220改正
20171030改正
20181026改正

不動産鑑定士三田会会則

第１章　　総　則

（名称）

第１条　本会は、不動産鑑定士三田会と称する。

（目的）

第２条　本会は、会員の知識及び経験の交流、業務の協調、会員相互の親睦並びに後進の指導育成等を図ることを目的とする。

（事務局）

第３条　本会の事務局を次の通り定める。

〒105-8485　港区海岸１－２－３　汐留芝離宮ビル

一般財団法人日本不動産研究所　内

不動産鑑定士三田会事務局

第２章　　会　員

（会員）

第４条　本会は、慶應義塾に在学した不動産鑑定士、不動産鑑定士補、平成１７年以前の不動産鑑定士第２次試験合格者並びに平成１８年以降の不動産鑑定士試験（短答式及び論文式）の合格者（※）であって、本会への入会を希望し、本会が入会を認めた者をもって会員とする。

（※）以下、平成１７年以前の不動産鑑定士第２次試験合格者と平成１８年以降の不動産鑑定士試験（短答式及び論文式）の合格者を総称して「試験合格者」という。

第３章　　役　員　等

（役員）

第５条　本会に、次の役員を置く。

(1) 会　長　　１名

(2) 副会長　　若干名

(3) 会計監事　　１名以上２名以下

(4) 幹　事　　３０名以下

（顧問及び相談役）

第６条　本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

（幹事及び会計監事の選出並びに任期）

第７条　幹事及び会計監事は、会員のうちから定時総会において選出する。

２　幹事及び会計監事の任期は、定時総会終了のときから始まって、就任後第２回目の定時総会終了のときまでとする。

（会長の選出）

第８条　会長は、幹事の互選により選出する。

２　副会長及び事務局長は幹事の中から会長が任命する。

第４章　　役　員　等　の　職　務

第９条　会長は本会を代表し会務を統括する。

２　副会長は会長を補佐し、会長に支障があるときはこれを代理する。

３　事務局長は会長を補佐し、幹事会の意図を受け会務を行う。

４　会計監事は会計の監査を行うほか、幹事会に出席することができる。ただし、決議に加わらない。

５　幹事は幹事会を組織し、本会の運営に携わる。

６　顧問及び相談役は会務執行に関して、会長その他の役員の求めに応じ必要な助言を行う。

第５章　　総　会

（総会の種類）

第１０条　総会は、定時総会及び臨時総会とする。

（総会の開催）

第１１条　定時総会は毎年１回、臨時総会は必要に応じ、幹事会の議を経て会長が招集する。

第６章　　幹 事 会

（構成員）

第１２条　幹事会の構成員は会長、副会長、事務局長及び幹事とする。

（幹事会）

第１３条　幹事会は必要に応じて会長、副会長又は事務局長若しくは３名以上の幹事の招集により開催する。

２　幹事会の決議は構成員の過半数をもって決する。但し、やむを得ない事由により会議に出席できない構成員は、他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

第７章　　会　計

（会費）

第１４条　本会の経費は、会費、臨時会費及び寄付金をもってこれに当てる。

２　会費は、不動産鑑定士は年額５，０００円、その他の会員は年額３，０００円とする。但し、試験合格者で在学中の者は年会費免除とする。

（会計年度）

第１５条　本会の会計年度は、毎年１０月１日に始まり、翌年９月３０日に終わる。

第８章　　会則の変更等

（会則の変更）

第１６条　会則の変更は、総会の決議による。

（その他）

第１７条　本会則の運用細部については、幹事会の議を経て別に定める。

以　　上